

男女府第1094号

平成24年4月13日

各消費生活協同組合 代表者 様

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課長

( 公 印 省 略 )

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

及び消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示について (通知)

標記について、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので、お知らせします。  
本通知の主旨、内容等にご留意の上、組合の円滑なる運営に努められますよう、お願い  
します。

※本通知文書については下記ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.osaka.jp/danjo/seikyou/>

担 当：大阪府府民文化部 男女参画府民協働課 NPOグループ 是枝 電 話：06-6210-9320 FAX：06-6210-9322
---